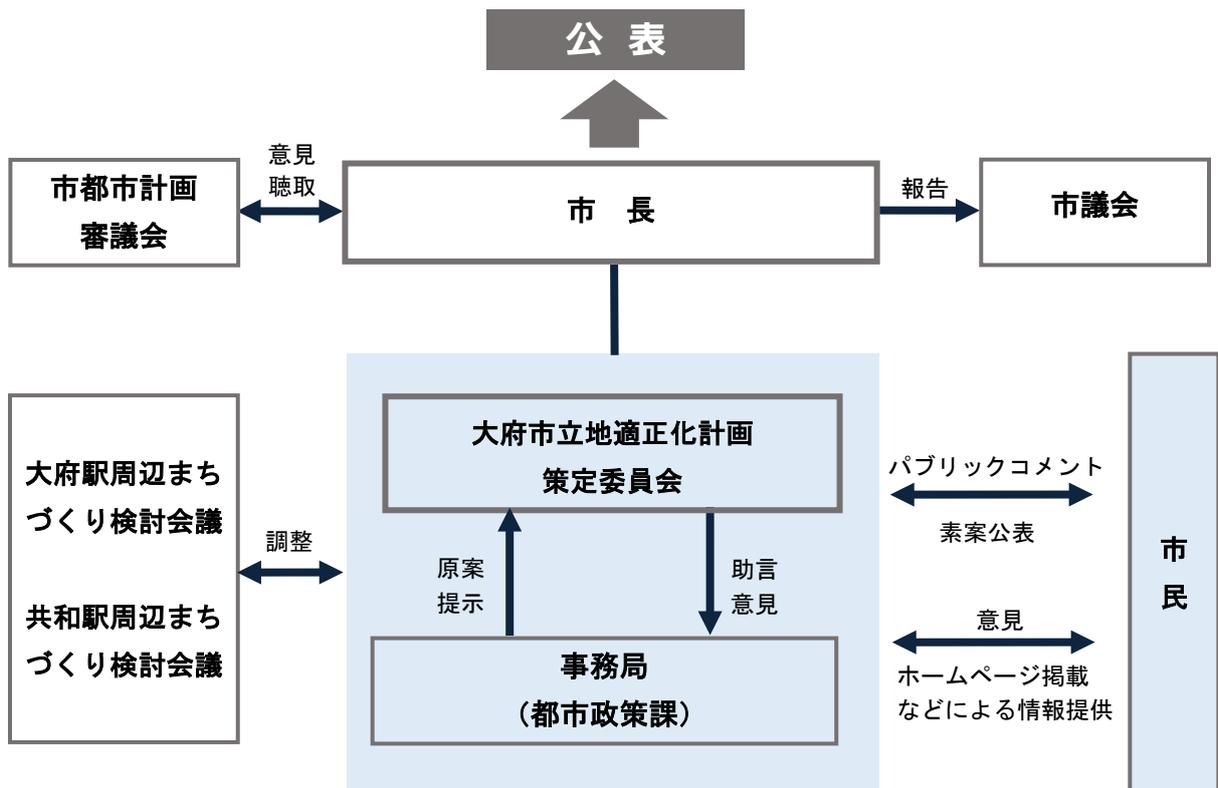


# 参考資料

## 1 策定体制

○本計画は、関係各課と調整を図りながら事務局（都市政策課）が原案を検討し、都市計画に関する学識経験者、市民、各種団体代表及び関係行政職員により構成する「策定委員会」の意見、助言を踏まえて策定

図表 本計画の策定体制



序章

立地適正化計画の  
目的と位置付け

第1章

関連計画に関する  
整理

第2章

都市構造上の課題  
の整理

第3章

まちづくりの方針

第4章

防災指針

第5章

居住誘導区域

第6章

都市機能誘導区域  
・誘導施設

第7章

誘導施策

第8章

計画の評価及び  
進捗管理

参考資料

## 2 策定経過

年	月	市議会	都市計画 審議会	策定委員会	駅周辺まちづ くり検討会議	その他
令和3年 (2021年)	10月			29日 第1回		
	11月					
	12月				23日 共和駅周辺	
令和4年 (2022年)	1月				11日 大府駅周辺	
	2月					
	3月			16日 第2回	22日 大府	29日 共和
	4月					
	5月					
	6月				20日 大府駅周辺	
	7月			15日 第3回	21日 共和駅周辺	
	8月				29日 大府駅周辺	
	9月				27日 共和駅周辺	
	10月					
	11月			1日 第4回		
	12月	16日 全員協議会				
令和5年 (2023年)	1月					パブリックコメント
	2月		28日	15日 第5回		
	3月					策定
	4月					公表

※第5回策定委員会は書面開催（日付は書面の通知日を記載）

## 3 策定委員会

### (1) 立地適正化計画策定委員会設置要綱

#### 大府市立地適正化計画策定委員会設置要綱

##### (設置)

第1条 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条に規定する立地適正化計画の策定に当たり、本市の良好なまちづくりに資するよう、幅広い観点からの意見を反映させるため、大府市立地適正化計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

##### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大府市立地適正化計画の策定に関すること。
- (2) その他大府市立地適正化計画を策定するために必要なこと。

##### (組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかに該当する者を市長が依頼し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体に属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

##### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

##### (会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、会議の招集は、市長が行う。

2 委員長は、委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

##### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

##### (要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

## (2) 立地適正化計画策定委員会委員名簿

	氏名	所属	備考
委員長	大野 栄治	名城大学	
副委員長	深谷 洋二	大府市都市計画審議会	
委員	池田 美代子	大府市地域婦人団体連絡協議会	
	石原 杏莉	至学館大学	
	金森 隆浩	知多乗合株式会社	(令和3年度) 荻本 正久
	平井 崇士	東海旅客鉄道株式会社	(令和3年度) 木村 誠司
	堤 幸子	大府商工会議所	
	中村 直也	共和商業協同組合	
	鍋田 美咲	人間環境大学	
オブザーバー	木村 昌博	愛知県 都市・交通局 都市計画課	(令和3年度) 小井手 秀人

## 事務局

氏名	所属	備考
伊藤 宏和	都市整備部長	
松浦 元彦	都市整備部 担当部長	
福島 智宏	都市政策課長	
神田 昌則	都市政策課 計画地域交通係長	(令和3年度) 川出 陽一
小林 慎之介	都市政策課 計画地域交通係 主事	
満園 泰成	都市政策課 計画地域交通係 技師	

## (3) 立地適正化計画策定委員会の経過

日時	名称	議題
令和3年 10月29日	第1回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■大府市立地適正化計画の概要及び都市構造上の課題等について</li> <li>(1) 立地適正化計画の概要</li> <li>(2) 都市構造上の課題の検討等</li> <li>(3) 論点整理シート</li> </ul>
令和4年 3月16日	第2回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■都市機能誘導施設及び誘導施策の設定に向けた現状分析及びまちづくりの方向性</li> <li>論点① 大府駅東側でオスカが撤退後、地域活性化に繋がる商業施設が立地しないのはなぜ？</li> <li>論点② 大府駅西側で商業施設が立地していないのはなぜ？</li> <li>論点③ 大府駅周辺はイベントを開催しやすい環境か？</li> <li>論点④ 共和駅直近で飲食店・カフェ等の滞在できる店舗が立地していないのはなぜ？</li> <li>論点⑤ 公共交通の利便性を向上するには循環バスの便数を増やすべきか？新たな交通手段を検討すべきか？</li> </ul>
令和4年 7月15日	第3回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■立地適正化に関する方針について</li> <li>■防災指針の検討について</li> <li>■居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定について</li> </ul>
令和4年 11月1日	第4回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■防災指針の取組について</li> <li>■都市機能誘導区域・誘導施設について</li> <li>■誘導施策について</li> <li>■計画の評価及び進行管理について</li> </ul>
令和5年 2月15日	第5回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>(書面開催)</li> <li>■パブリックコメント実施結果について</li> <li>■大府市立地適正化計画(案)について</li> </ul>

## 4 パブリックコメント

項目	内容
実施期間	令和5年1月5日(木)～令和5年2月4日(土)
閲覧場所	都市計画課窓口、各公民館、ミュージーいしがせ、市ホームページ
提出方法	郵送、FAX、Eメールなど
提出された意見	2通(2名)

## 5 用語解説

用語	解説
あ行	
ICT	Information & Communications Technology の略。情報通信技術。
空き家バンク	賃貸・売却を希望する空家の情報を、空家を使いたい人に紹介する仕組みのこと。
インフラ	道路、鉄道、公園、上下水道、河川など、生活や経済活動の基盤を形成する施設。
ウォークアブル	居心地が良く、人中心の歩きたくなるまちの様子。
雨水貯留施設	洪水の最大流量（ピーク流量）を減少させるために、雨水や下水などを一時的に貯める施設のこと。ダム・遊水池・調節池などがある。
か行	
街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で1箇所あたり面積 0.25ha を標準として配置する。
キャッシュレス決済	お札や小銭などの現金を使用せずにお金を払うこと。
緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路のこと。
近隣商業地域	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行なうことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進する地域に定める。
計画規模降雨（L1）	洪水を防ぐための計画を作成するとき、被害を発生させずに安全に流すことのできる洪水の大きさ（対策の目標となる洪水の規模）のこと。
工業専用地域	工業の利便を増進するため定める地域。
工業地域	主として工業の利便を増進するため定める地域。
交通結節点	異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、駅前広場などがあげられる。
コミュニティ道路	人と車の共存を目的とした道路。
コワーキングスペース	共有型のオープンスタイルのオフィススペース
コンベンション	種々の会議や見本市などのイベントのこと。

用語	解説
さ行	
サテライトオフィス	企業や団体の本社・支社から離れた場所に設置されたオフィスのこと。
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。
市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域をいう。市街化調整区域内では、自治体が地域の実情に応じて区域、用途を定める場合を除き、原則として農林漁業用の建物や、一定規模以上の計画的開発などを除き開発行為は許可されないものとされている。
集約型都市構造	主要駅周辺などの中心市街地や生活の拠点となる地区に都市機能が集約され、その周辺や公共交通沿線に多くの人々が居住するとともに、各拠点間のアクセス利便性が高い都市構造。
準工業地域	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域であり、例えば、住宅などの混在を排除することが困難又は不相当と認められる工業地について定める。
準住居地域	道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域。
商業地域	商業、業務、娯楽などの施設を集約的に立地を図る区域で、主として商業などの業務の利便を増進するために定める地域。
垂直避難	水害等の災害発生時に、今いる建物や目の前にある建物において、なるべく高層階へ移動する避難方法のこと。
想定最大規模降雨（L2）	想定最大規模（L2）：水防法に規定された、想定し得る最大規模の降雨のことで、境川流域においては24時間総雨量が760mmの降雨。
た行	
第1種住居地域	住居の環境を保護するため定める地域。
第1種中高層住居専用地域	中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定める地域。
第1種低層住居専用地域	低層住宅にかかる良好な住居の環境を保護するために定める地域。
第2種住居地域	主として住居の環境を保護するため定める地域。

用語	解説
代表交通手段	いくつかの交通手段を乗り換えた場合の主な交通手段のこと。
地域包括ケアシステム	医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される仕組み（ネットワーク）のこと。
長寿命化	建物や建築設備、都市基盤施設の構造物について、計画的な改修を行うことにより使用期間を延ばす取組。
低未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。
DID	Densely Inhabited District の略。国勢調査の集計のために設定される統計地域。人口密度が 40 人/ha 以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が 5,000 人以上となる地域のこと。
都市計画道路	都市計画に定められた道路のこと。
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法に基づき、土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ規定される土砂災害の恐れがある区域。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行なわれる土地の区画形質の変更や公共施設の新設又は変更に関する事業のこと。
徒歩圏カバー率	市全体の人口に対する各種施設からの徒歩圏内人口が占める割合。
は行	
ポテンシャル	潜在的な力。可能性としての力を指す。
や行	
用途地域	機能的な都市活動と良好な都市環境の保護を目的に、住居・商業・工業などの都市の諸機能を適切に配分するための、土地利用上の区分を行うもの。用途や形態、密度などの規制を通して、目的にあった建築物を誘導することを目的に指定する。
ら行	
流下能力	河道で安全に流下させることが可能な洪水流量のこと。

# 大府市立地適正化計画

発行

大府市

〒474-8701 愛知県大府市中央町五丁目 70 番地

TEL 0562-47-2111 (代表)

URL <https://www.city.obu.aichi.jp/>

編集

大府市 都市整備部 都市政策課



